

随意契約結果(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 正蓮寺川公園 アートプロジェクト【konohana permanentale100+】にかかる 盛り上げイベント業務委託	催事	株式会社POS建築観 察設計研究所	1,988,000	令和6年8月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度正蓮寺川公園アートプロジェクト 【 konohana permanentale100+ 】 にかか
る盛り上げイベント 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 POS 建築観察設計研究所

3 随意契約理由

本事業は、「正蓮寺川公園アートプロジェクト」の一環として実施するイベントであり、本プロジェクトにおいて「区と市民組織とが協働し、定期的に芸術祭を行い、区内外の人々が集うことで、まちの賑わいにつなげる」と掲げており、本プロジェクトの今後を担う重要な定期イベントの第一弾である。此花区役所ではこれらに対する十分な見識をもっていないことから、アート分野やイベント分野に長けており専門的な知見・ノウハウを有する事業者へ委託し、大いに盛り上がるイベントを開催してもらう必要がある。

一般競争入札によって最も安価な事業者を選定するとした場合、契約額が安価になる利点の弊害として、事業者が本事業にふさわしいイベントを開催できるかという点についての判断が困難となる。そのため、公募型プロポーザル方式により、イベントの詳細について提案させることで、一定価格の中でも本事業にふさわしいイベントを開催でき、なおかつ最も質の高い事業者を選定することができるため、今回公募型プロポーザル方式を採用する。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社 POS 建築観察設計研究所が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 POS 建築観察設計研究所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

此花区役所 まちづくり推進課（総合企画）（電話番号 06-6466-9502）